

# 介護保険料が改正されます

介護保険料(平成21~23年度)

月額基準額 **3,180円**

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、市(保険者)が3年ごと(平成21~23年)に介護サービスの量などにもとづき決められます。保険料額は65歳以上の方が利用する介護サービスの利用料が大きく影響し、所得段階別に所得と課税状況に応じた保険料負担となっています。

## 介護従事者処遇改善臨時特例交付金

介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬改定にともなう介護保険料の上昇を抑えるための財政措置として、「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」が交付されます。市の介護保険料(平成21~23年度)は、交付金による保険料軽減後のものとなっています。

### 介護従事者処遇改善臨時特例交付金による保険料抑制額

	保険料基準額(月額)	特例交付金による引き下げ影響額	最終保険料基準額(月額)
金額	3,225円	45円	3,180円

### 介護保険料段階と料率

段階	対象者	基準額に対する割合	年額
第1段階	・老齢福祉年金の受給者で、本人と世帯全員が市民税非課税 ・生活保護の受給者	0.45	17,172円
第2段階	・本人と世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.50	19,080円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税であって、第2段階の対象者以外の人	0.75	28,620円
第4段階 (新設)	・本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人(世帯内に市民税課税者がいる場合)	0.90	34,344円
第5段階	・本人が市民税非課税であって、第4段階の対象者以外の人(世帯内に市民税課税者がいる場合)	1.00	38,160円 (基準額)
第6段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円未満の人	1.30	49,608円
第7段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上の人	1.55	59,148円

市の介護保険料の段階は、これまでの6段階から7段階となり、所得に応じてより細かな保険料の設定となっています。

☎大安庁舎 長寿介護課 ☎78-3518 ☎78-1114

## 平成21年度 介護予防教室のご案内

5~6月分

7月分以降は次号リンクに掲載予定

『いつまでも自分らしくいきいきと暮らしていきたい...』これはみなさん共通の願いではないでしょうか?寝たきりなど、介護が必要な状態にならないための生活の工夫についてお話しします。どうぞご参加ください。

### 日程・場所

- 員弁町 5月21日(木) 笠田新田集落センター  
6月18日(木) 北金井公民館
- 大安町 5月14日(木) 門前神社会館  
6月 4日(木) 高柳コミュニティセンター
- 北勢町 5月12日(火) 田辺農業振興センター  
5月26日(火) 小原一色公会堂  
6月23日(火) 下平多目的集会所
- 藤原町 5月19日(火) 東禅寺公民館  
6月 9日(火) 坂本公会堂  
6月30日(火) 市場公会堂

対象者 市内にお住まいの方

時間 10:00~12:00

参加費 無料

内容 『介護予防と低栄養予防』

場所・日程等が変更になる場合もあります。

詳しくは、下記へお問い合わせください。



☎南地域包括支援センター(員弁町・大安町)  
☎78-3520 ☎78-1114  
☎北地域包括支援センター(北勢町・藤原町)  
☎82-1616 ☎72-3147